

平成24年1月25日

関係各位

静岡市葵区北番町81番地
社団法人静岡県茶業会議所

東京電力原発事故損害賠償請求に関する本会の取り組みについて

前略 益々ご清栄の段拝察申し上げます。

早速ですが、本会が窓口となり、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策静岡県協議会を通じて請求する場合の要件について、下記によりご案内申し上げます。

なお、ご不明の点がございましたら、本会まで直接お問い合わせ下さい。

記

委任者の要件

静岡県内に事業所を有する県茶商の員外茶商、斡旋業者、小売店(自販等)

本会を通じて請求する場合の要件(下記何れかの要件を満たす必要あり)

1. 本会に、茶業振興費を納入いただく
2. 本会に、損害賠償金額の1%を納入する

以上

お問い合わせ先 (社)静岡県茶業会議所 総務部 電話 054-271-5271 FAX 054-252-033
